

# 利用者のために

1 毎年12月31日現在で実施される「工業統計調査」の結果を、県の協力を得て市が集計したものである。

2 用語の内容及び算式は、次のとおりである。

(1) 原材料使用額等

原材料、燃料及び電力の使用額並びに委託生産費の合計で、消費税を含めた額である。

(2) 製造品出荷額等

製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず、廃物の出荷額及びその他の収入額の合計で、内国消費税を含んだ額である。

※ 内国消費税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税をいう。なお、消費税は調査項目に含まれないため、推計により算出している。

(3) その他

粗付加価値額（従業者4人以上）、付加価値額（従業者30人以上）及び有形固定資産投資総額（従業者30人以上）は、下記の計算式により算出している。

粗付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）

付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－

原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－減価償却額

有形固定資産投資総額＝取得額＋（建設仮勘定の年間増－建設仮勘定の年間減）

3 統計表中の符号の用い方は次のとおりである。

「－」…………… 皆無又は該当のないもの

「X」…………… 発表をさしひかえたもの

「r」…………… 訂正数字

4 その他

(1) 金額については、単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 構成比については、端数を四捨五入しているため、内訳の計が100%にならない場合がある。

(3) 統計表中の「秘匿欄」の数値は、「X」の数字を合計したものである。

5 産業中分類

(1) 産業中分類の名称

産業中分類の名称は、日本標準産業分類（平成14年10月1日適用）を使用して作成したもので、次の《表1》を参考にすること。

なお、重化学工業と軽化学工業との区分は、表中で産業分類番号を○で囲んだものを重化学工業とし、その他を軽化学工業とした。

《表 1》 産業中分類名称表

番号	項 目 名	番号	項 目 名
09	食料品製造業	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	22	窯業・土石製品製造業
11	繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く）	②3	鉄鋼業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	②4	非鉄金属製造業
13	木材・木製品製造業（家具を除く）	②5	金属製品製造業
14	家具・装備品製造業	②6	一般機械器具製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	②7	電気機械器具製造業
16	印刷・同関連業	②8	情報通信機械器具製造業
①7	化学工業	②9	電子部品・デバイス製造業
①8	石油製品・石炭製品製造業	③0	輸送用機械器具製造業
19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	③1	精密機械器具製造業
20	ゴム製品製造業	32	その他の製造業

(2) 日本標準産業分類の第 1 1 回改訂（平成 1 4 年 3 月公示）に伴う工業統計調査用産業分類の改訂の概要

① 日本標準産業分類における大分類体系の改訂（旧製造業分類の定義を変更し、他の大分類へ移行し調査の対象外となるもの）

ア 旧中分類「1 2－食料品製造業」の細分類「1 2 9 4－こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」のうち「もやし製造業」については、大分類「A－農業」の細分類「0 1 1 3－野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）」に移行。

イ 旧中分類「1 9－出版・印刷・同関連産業」の小分類「1 9 1－新聞業」, 「1 9 2－出版業」を新設大分類「H－情報通信業」に移行。

② 中分類体系の改訂

ア 大分類「D－鉱業」に属する中分類が従来の 4 中分類から 1 中分類に集約されたことに伴い、それ以降の中分類番号の繰り上げを行った。

したがって、製造業における中分類番号は旧中分類「1 2－食料品製造業」は新分類「0 9－食料品製造業」となり、以下順次繰り上げした。

イ 旧中分類「3 0－電気機械器具製造業」に属する旧小分類「3 0 4－通信機械器具・同関連機械器具製造業」及び「3 0 5－電子計算機・同附属装置製造業」を分割し、新中分類として特掲し、中分類「2 8－情報通信機械器具製造業」を新設した。また、旧小分類「3 0 8－電子部品・デバイス製造業」を新中分類「2 9－電子部品・デバイス製造業」として新設した。

ウ 旧中分類「3 3－武器製造業」を新中分類「3 2－その他の製造業」のうちの小分類「3 2 8－武器製造業」とした。

県内都市比較（県内市部20市）

順位	事業所数		従業者数（人）		製造品出荷額等（百万円）	
1	浜松市	2,264	浜松市	64,340	浜松市	1,925,124
2	静岡市	2,106	静岡市	47,742	静岡市	1,377,972
3	富士市	1,099	富士市	38,022	富士市	1,257,266
4	沼津市	804	沼津市	21,142	湖西市	1,246,644
5	焼津市	587	湖西市	17,461	磐田市	1,175,373
6	浜北市	444	磐田市	16,956	掛川市	873,271
7	藤枝市	417	富士宮市	16,548	富士宮市	614,421
8	富士宮市	380	浜北市	11,788	裾野市	587,510
9	島田市	301	藤枝市	11,706	沼津市	576,639
10	掛川市	274	焼津市	11,678	御殿場市	396,100
11	三島市	263	掛川市	11,122	焼津市	382,256
12	湖西市	209	袋井市	8,966	藤枝市	375,262
13	袋井市	202	島田市	8,697	袋井市	336,234
14	磐田市	200	三島市	8,405	浜北市	282,955
15	御殿場市	195	御殿場市	7,913	三島市	276,061
16	裾野市	149	裾野市	7,583	島田市	250,475
17	伊東市	99	天竜市	2,882	天竜市	73,139
18	天竜市	95	伊東市	1,223	伊東市	14,466
19	熱海市	48	熱海市	380	熱海市	4,004
20	下田市	26	下田市	317	下田市	3,358

（注）従業者4人以上の事業所についての数字

（平成15年工業統計調査報告書 静岡県の工業より）

